

新潟県民栄誉賞規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月18日

新潟県知事 花角 英世

**新潟県規則第2号**

新潟県民栄誉賞規則の一部を改正する規則

新潟県民栄誉賞規則（平成12年新潟県規則第157号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>(表彰)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p><u>2 知事は、新潟県民栄誉賞を授与された後、さらに顕著な功績があったものに対し、新潟県民栄誉賞特別賞を授与し、これを表彰することができる。</u></p> <p>(表彰の決定)</p> <p><b>第3条</b> 表彰を受けるものは、新潟県行政組織規則（昭和35年新潟県規則第8号）<u>第165条第1項</u>に規定する部、企業局、病院局、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局及び労働委員会事務局の長、教育長並びに警察本部長（以下「部局長等」という。）から推薦されたもののうちから、知事が決定する。ただし、知事が特に必要と認めるときは、部局長等の推薦によることなく決定することができる。</p> <p>(欠格条項)</p> <p><b>第7条</b> 知事は、次の各号のいずれかに該当するものについては、表彰を行わないものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p>	<p>(表彰)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>(表彰の決定)</p> <p><b>第3条</b> 表彰を受けるものは、新潟県行政組織規則（昭和35年新潟県規則第8号）<u>第131条第1項</u>に規定する部、企業局、病院局、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局及び労働委員会事務局の長、教育長並びに警察本部長（以下「部局長等」という。）から推薦されたもののうちから、知事が決定する。ただし、知事が特に必要と認めるときは、部局長等の推薦によることなく決定することができる。</p> <p>(欠格条項)</p> <p><b>第7条</b> 知事は、次の各号のいずれかに該当するものについては、表彰を行わないものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>破産者で復権を得ないもの</u></p>

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。